

令和3年11月9日

管内鉱山鉱業権者 殿

中部近畿産業保安監督部鉱山保安課長

火薬類の数量確認の厳格な管理の実施について（注意喚起）

平素は鉱山保安行政にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

全国の鉱山における火薬類の数量確認については、令和元年度からの3年間で、既に6件の火薬類紛失に関する事故が発生しています。

事故に対する全国の産業保安監督部による鉱山事業者及び火薬事業者に対する立入検査の結果等を踏まえると、鉱山事業者側において火薬類の受け入れ時の数量管理をより厳格に行うことにより事故を防ぐことが可能であったこと等が判明しました。

つきましては、同様の事故を未然に防ぐ観点から、貴鉱山に対し下記について注意喚起します。

記

- ・火薬類を鉱山に受け入れた時点で、正確な数量確認（箱詰めや袋詰めの場合はその中身についても確認）を行うこと
- ・火薬類を運搬・使用する時点での数量管理を適正に行うこと